ポイント制による役員・委員の選出方法規程

第１章　ポイント制とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第1条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第2条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第２章　ポイントの取得方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第3条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第4条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第5条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第3章　ポイント制による役員の選出方法および選出免除 ・・・・・・・・・・・・・・ 2
第6条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第4章　ポイント制による委員の選出方法および選出免除 3
第7条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第8条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第９条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第１０条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第１１条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第5章　ポイントの管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第１２条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第６章　持ち点ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第１３条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第１４条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第７章　ポイントの開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第１５条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第8章　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第１章　ポイント制とは

第1条

ＰＴＡ各役員・各委員になった方々や、行事等の参加又はお手伝いをした　方々にそれぞれのポイントを付け、毎年度の役員・委員の選出やＰＴＡ活動　を円滑に実施できるようにする制度である。

第2条

仕事や未就学児を持つ父母の方々にも、積極的にＰＴＡ活動に参加していただけるよう、そのポイントを目安に、休日にできる活動・在宅でできる活動を　推奨し、ポイントを付けることにより、本校児童のためのＰＴＡ活動の参加意欲　と保護者としての意識を高めていただこうと考え出した制度である。

ただし、特別支援学級に在籍の児童がいる家庭は負担軽減を目的として、原則、当該ポイント制度による役員・委員の選出対象外とする。

第２章　ポイントの取得方法

第3条

1. 役員、各委員を任期行うと、「ポイント制細則」に基づき、ポイントが付与される。
2. PTAサークル活動を年間行うと、「ポイント制細則」に基づき、ポイントが付与される。
3. 「行事お手伝い・出席」を行い、「行事お手伝い・出席者記名表」に必要事項を記入すると、「ポイント制細則」または募集要項に基づき、ポイントが付与される。ただし、欠席・遅刻・早退・途中退席はポイントが原則付与されない。

第４条

1. ポイント会議は、実行委員会で行う。
2. ポイント会議では、「行事お手伝い・出席」予定および募集内容等を協議、決定することができる。

第５条

付与された全てのポイントは、役員および担当教員・担当委員で確認後、本取得となる。

第3章　ポイント制による役員の選出方法および選出免除

第6条

1. 役員は、「ポイント制細則」に基づき、選考委員により次年度の役員が選出される。
2. 役員の選出時に、それまでのポイント取得数は関係しない。
3. 原則として、２カ年度以上連続して役員をされた方は、次年度の役員・委員の選出が免除される。ただし、役員を立候補される方はこの限りではない。

第4章　ポイント制による委員の選出方法および選出免除

第7条

1. 各委員は、原則、新年度最初の保護者会において前年度の学年委員の進行により選出する。
2. 原則として、２カ年度以上連続して委員をされた方は、次年度の役員・委員の選出が免除される。ただし、委員を立候補される方はこの限りではない。
3. 新年度各委員選出時において立候補者がいない場合には、ポイント取得数の少ない家庭及び役員・委員を一度も務めたことのない家庭より選出する。
4. 立候補者のいない委員会があった場合には、各クラスでポイント取得数の少ない家庭及び役員・委員を一度も務めたことのない家庭から各委員の候補者を選出し、さらに、その選　出された候補者の中でポイント取得数の多い家庭から優先的に希望の委員会を選ぶことができる。
5. ３及び４項の方法にて委員を決める前にポイント取得数が同数の家庭が多数いた場合、当該クラスの中で協議を行い、それでも委員が決まらなかった際には「抽選」により決定する。
6. 3～5項において、やむをえない理由があると執行部判断した場合、選出対象より免除されることがある。
7. 兄弟児童がいる方で、最高学年児童の選出対象となられた場合に受諾しない方は、原則として下の学年の児童での選出はない。校外指導委員は、地域班ごとに必須選出されるためこの限りではない。

第8条

1. 校外指導委員の選出は、次年度の役員内定後に校外指導委員により選出する。
2. 校外指導委員の選出は、立候補者がいない場合「役員」「２カ年度以上連続して役員または委員を務めた方」「過去３年以内に校外指導委員を務めた方」「完卒の新６年生の家庭」を除き、地域班ごとに最高学年児童のポイント取得数の少ない家庭から選出する。
3. 2項の方法にて委員を決める前に、ポイント取得数が同数の家庭が多数いた場合、当該地域班の中で協議を行い、それでも委員が決まらなかった際には「抽選」により決定する。
4. ２及び３項において、やむをえない理由があると執行部判断した場合、選出対象より免除されることがある。

第９条

各委員会の委員長・副委員長の選出方法は、実行委員会で協議し定められた内容に基づく

ものとする。
　原則として、初入学家庭（転入児童を含む）、完卒の6年生（卒業翌年度に入学する兄弟がいない場合に限る）の家庭の方は、委員長・副委員長の選出が免除される。ただし、委員長・副委員長を立候補される方はこの限りではない。

第１０条
　特別委員会は、必要がある場合に実行委員会の決議により設置することができる。
その構成、任務は、第3条1項、第4条1項、第5条、第7条3項～7項、第9条に準じて、実行委員会が委嘱する

第１１条
　PTAサークル活動は委員会と同等のポイントを付与されるが、委員会とみなさないため、当該部員歴は委員履歴にはならない。

第5章　ポイントの管理

第１２条
１．付与ポイントの管理は、「ポイント制細則」に基づき、執行部が行う。
２．執行部は、「全児童ポイント管理表」を作成し、取得ポイントを管理する。

第６章　持ち点ポイント

第１３条
　ひとり親家庭の方は、「ポイント制細則」に基づき、一定の手続きを経て、ポイント加算する。

第１４条
　転入児童のポイントは、「ポイント制細則」に基づき、ポイント算定し、加算する。

第７章　ポイントの開示

第１５条
1.　「ポイント制細則」に基づき、適時適切な時期に、適切な方法でポイントは開示する。
2.　役員・委員の方には、必要に応じて執行部管理の「ポイント管理表」を開示する

第8章

本規程は、令和３年３月１５日より執行する。
本規程は、令和５年５月３０日より執行する。
本規定は、令和６年９月７日より執行する。